

図書館をめぐる著作権法運用の動向

土屋俊

(千葉大学)

<http://CogSci.L.Chiba-U.ac.jp/~tutiya/Talks/>

可について今日話さないか

著作権の理論

- 許諾権 vs 報酬請求権 など

ソフトウェアの著作権

- 「情報は誰のものか」(1990)を参照
- GPL、オープンソースなど

情報化時代のマルチメディア著作権

- XMLによる管理など

出版文化論(少しは触れないといけないかもしれないが)

- 現代日本における出版、読書、教養

正式なタイトルは、

文化審議会著作権分科会

情報小委員会

図書館等における

著作物等の利用に関する

ワーキンググループ

(現在とりあえずお休み)

こにおける審議をめぐって

(および、その後始末)

平成12年3月

- 旧文部省生涯学習局に研究協力者会議を設けて
- コンピュータ, インターネット等を活用した著作物等の教育利用について 検討

この前提としては、

- 初中等教育におけるコンピュータ利用の進展
- 小中高学校のインターネット接続の急激な進展
 - バーチャルエージェント
- さまざまな関連問題
 - 図書館、インターネット一般、Open Source

著作権分科会WGへ

「教育現場における著作物の利用」(35条)

- 遠隔授業、合同授業、公開講座での利用(教材を見せるところを放送・通信する)
- [総合的学習]なども含めて、教師でなく、児童・生徒が複製物を作る(プリントアウトも)
- 複製によって作成された教材の共有
- 遠隔試験における利用

「図書館における著作物の複製」(31条)

- コイン式コピー、ILLにおけるFAX利用(2つの懸案)
- 一定の制限の妥当性(分量、種類、目的など)
- 電子図書館、媒体変換

一般的動向 (情報化との関係は?)

“Privatization of information”論

- 情報は誰かによって作られ、使う人はその使用に対して対価を支払わなければならない
- アメリカ、ヨーロッパにおける知的財産権関連法律の改正 (WIPOの国内法対応)
- 権利者よりの判例 (The New York Times Co. v. Tasiniなど)

図書館としては、公益性を強調

- アメリカにおける fair use
- EU Directiveへの影響
- 明確な対立

したがって、とりあえずは予断しない

情報化は著作権問題を複雑にしているか

「自由に複製が作れる」環境論

- 権利者側からみれば危険
- 利用者側からみれば非常に便利

しかし、提供の際には利用に関する契約が行なわれる。所有権の移動をともなう売買ではない

したがって、契約が守られる限り、ほとんど著作権の侵害はありえない

ただし、紙媒体の利用にかかわる電子的手段の利用については、さまざまな問題が残る(典型的には電子的複製など)

WGの目的

31条の改正を必要とするか、必要ならばどのような改正をするべきかを検討

権利者、利用者からの現状における問題点、それに基づく要望を集約

両者が合意できる点について、法律改正の方向を探る

法律改正のためには、他の条項の規定内容との調整が必要(それは親委員会で行なう)

ここで、2つのスレッドに注意

1. 国公立大学図書館協力委員会と日本複写権センターとの「コイン式コピー機」をめぐる交渉過程

現在事務レベルで進行中

2月8日に進行状況確認の協議予定

2. 文化審議会著作権分科会情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ(および引き続き当事者による検討)

非公式当事者間協議の場に以降して、31条からみ等のいろいろな問題を協議

スレッド1はスレッド2を制約したか

もちろん、YES！

スレッド1は現行法(無許諾無償の範囲の存在を前提としてその範囲外について許諾契約を必要とする)を前提として10年以上交渉(利用者自身が複写作業を行う場合も図書館による複製とするように交渉)。

最近数年で一定の合意(複写権センターと)

この枠組みは有意味である(少なくとも1,5億枚が無許諾無保証の範囲で実施)

したがって、この前提を崩す必要は大学にはない

大学図書館での交渉状況がWGにおける図書館側の態度を制約したか？

YES！

図書館側としての館種間整合性の維持

- 現行法の運用で可能なことを失わないようにする
(現在無許諾できることを許諾必要としない)
- 新しい制限拡大から単純な補償金論にとりこまれないようにする

したがって、31条のどこをいじるかという議論のみが可能

利用者側の要望

公衆送信権の制限

非定期刊行物所載の著作物全体の複製

(保存のための)媒体変換

録音図書は無許諾作成の範囲の拡大

インターネット端末からのプリントアウトすること

図書館内の利用に限定して資料の無許諾の

データベース化

(一人1部、一部分、相当期間などについては腰部せず。)

公衆送信権の制限の要望

FAX送信は公衆送信であるという解釈

Internet利用した送信 (ILLの場合はArielなど) も当然、公衆送信

しかし、現在郵送による複写物の提供は実態として行なわれており、権利者としても認めざるを得ないと考えている

現在、手渡し以外の方法による提供は10%以下であるので、複製の全体に影響しない

FAX送信、Internet送信は郵送に準じる提供の方法と考えられる

したがって、公衆送信権の制限を要望

公衆送信権を制限すると何がうれしい？

提供側図書館

インターネット

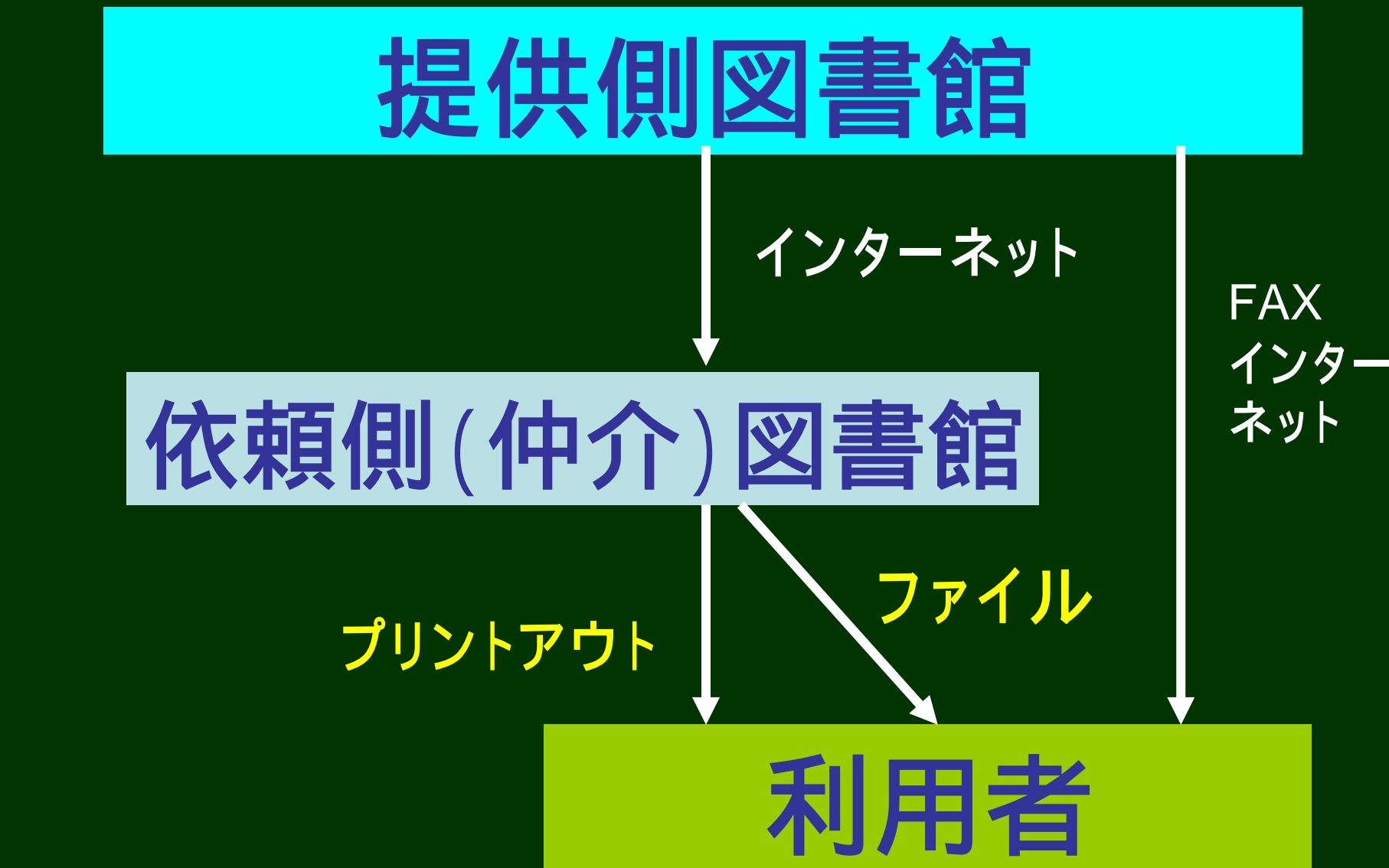
FAX
インター
ネット

依頼側(仲介)図書館

プリントアウト

ファイル

利用者



図書館における複製物提供手段

通信される複製物

コピー機(郵送):紙の移動

Fax:紙 紙(原複製物の廃棄)

インターネット通信:
メール添付、ファイル転送:
紙 ファイル ファイル 紙
(原複製物の廃止とファイルの消去)

複製物の様態

: 紙(アナログ)

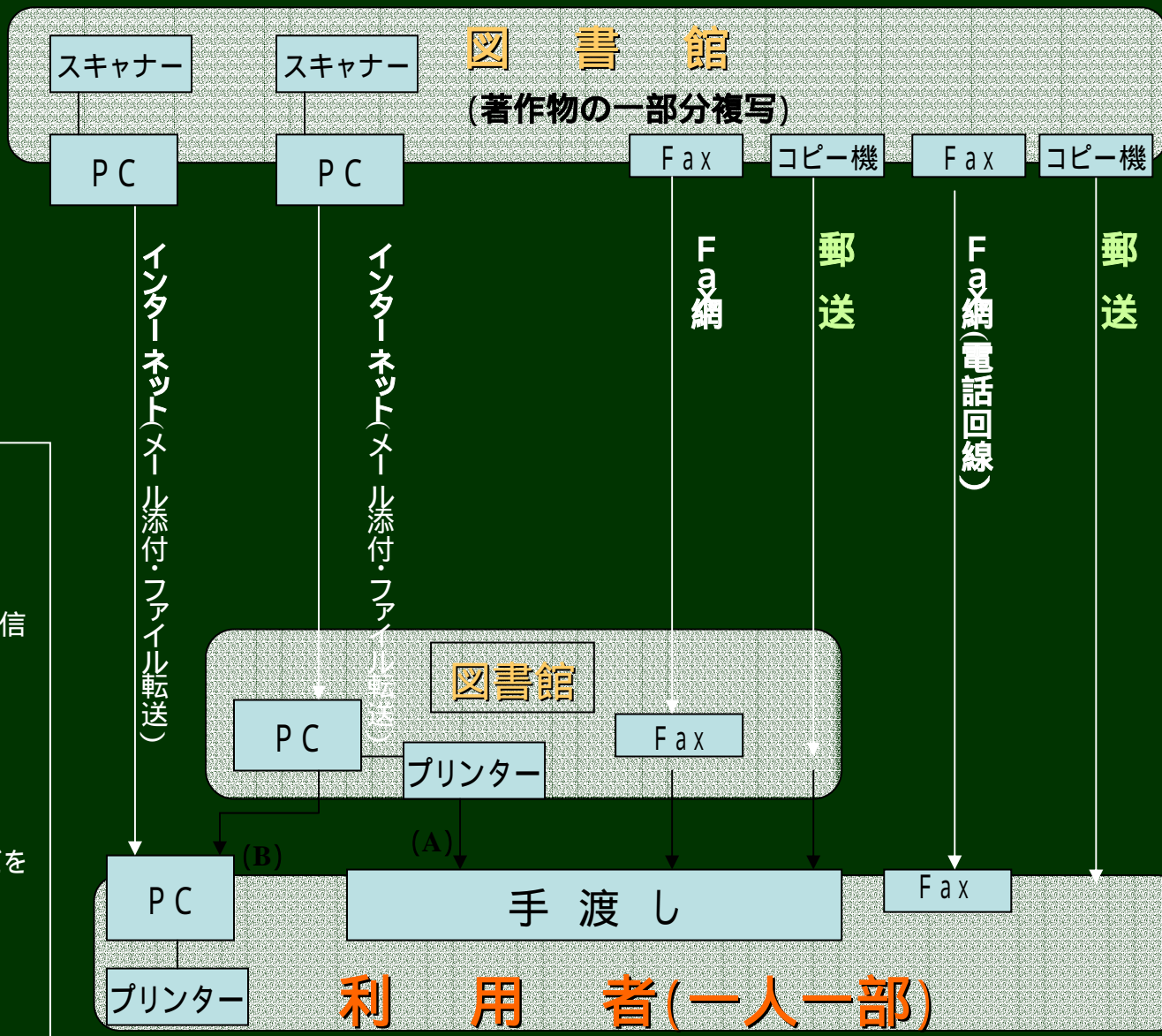
Fax:紙(アナログ)の電話回線通信

:インターネット通信

PC上では、デジタルファイルで通信
たのち紙(アナログ)に出力

PC上のデジタルファイルはOCRなどを
介したテキストデータベースではなく、
ページイメージの画像情報

電子透かし技術等電子的複製物の
及的保護手段が必須



利用者(一人一部)

ガイドラインの考え方

提供形態

図書館の役割

: 複写物の利用者への郵送

: 複写物の図書館への郵送

: 利用者へのfax通信:

: 図書館へのfax通信:

: 図書館へのインターネット通信:

(A) 受信図書館がプリンター
出力して利用者到手渡し

(B) 受信図書館から利用者
にインターネット通信

: 利用者へのインターネット通信:

図書館は複写依頼内容を31条の範囲内
かどうかを判断

送信図書館は原複写物破棄

送信図書館は原複写物破棄

送信図書館は原複写物破棄とファイル消去

受信図書館はファイル消去

図書館側は電子透かし組み込み

送信図書館側は原複写物破棄とファイル消去

図書館側は電子透かし組み込み

権利者側の反応

学術研究のための迅速な情報提供の必要性は理解できる

しかし、

- 電子的ファイルが作成されることには懸念
 - ガイドラインによる対応
- 全体の量の問題が重要
 - 複製の全体に対してごくわずかであり、複製全体の量への影響はほとんどない
- (ただし、大学間ILLは電子ジャーナル化によって大幅に変容の可能性あり)
 - したがって、複製全体の量を減らすかもしれない

非定期刊行物所載の著作物全体の複製

現在でも定期刊行物ならばOKであるのに、内容的にほとんどかわらないものがないのは
学術研究などの目的の実現を阻害

テクニカルペーパー、紀要などの非定期逐次刊行物および記念論文集などの単行本

権利者側としてほぼ容認可能であるが、

- 文芸作品の場合にはずいぶん違う(芥川賞受賞作品一挙掲載、連載を複製して合本)
- その他

媒体変換

技術の進歩

- 計算機関連
- アナログ技術
- アナログからデジタルへ

保存の目的との調整

- 再生手段が失われてしまうことへの対応

権利者からは

- 将来におけるビジネスチャンスを奪うことになる
- 媒体変換といってもデジタル化だったら、提供も容易になるではないか

録音図書は無許諾作成の範囲の拡大

現在、点字図書館のみ無許諾でよい

これを、同種のサービスを行なうところへも、福祉増進の立場から、拡大を

- 利用者の限定は同様に制御できる

権利者は、あまりそれを信用していない。

視覚障害者以外はどうなるのか？

実際に、さまざまな理由から録音してほしくない著作権者がいる

- 品質、方言、間違い、音質

その他

インターネット端末からのプリントアウトすること

- この場面だけではない(インターネット・カフェ、)
- 「黙示の許諾」論

図書館内の利用に限定して資料の無許諾のデータベース化

- そもそも「電子図書館」とは何か、どのようになっていくのか
- 今の図書館に「電子化」の余裕はあるのか

権利制限縮小の要求

1. 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
2. 図書館資料の貸出について補償金を課すこと
3. 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
4. その他
 1. 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
 2. 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

最終利用目的が、収益活動であるときは、「調査研究」目的といえども、コストの中に著者権使用料を含めるべきである

現在の「解釈」は、それは「調査研究」の目的を限定しないとしている

しかし、現場で商業目的とそうでないものを区別できるか(開業医の調査研究はどうする)「実効性担保論」

専門図書館問題

本当に退治したいのは何か(JSTなど?)

補償金とは

制限への代償

使用許諾ではない

- 権利者との契約によるものではない
- 権利者は許諾できない(強すぎないか?)
- すでに無許諾でできるものにも補償金が必要の可能性

財源をみつけなければならない(税金を使うのが原則。行政的疑問としてどの予算から)

配分方式は別に考えなければいけない

- 共通目的(日本の補償金(ビデオソフトなど))
- 個別配分(イギリスの公貸権など)

貸与の場合、配分のために図書館のカウンタ機能が必要

これからどうしたらよいか

法律解釈ではない具体的な問題解決

- 「専門家」、役人は現場を知っているわけではない

利用者・権利者の間での誠実な議論

- 両者の調整が重要である以上、事実を踏まえた議論(1年に日本でどれだけの複製が？そのうちで大学図書館では)

館種を超えた真剣な議論

- 公立図書館、国立国会図書館(「調査研究」の意味)

電子的な情報流通の時代における著作権者の権利保護と公益の保護とのバランスに関する積極的提言

作日の出来事

「図書館等における著作物の利用に関する検討」(文化庁長官官房審議官決定による)第1回

権利者:

- 文芸家協会、映像ソフト協会、学著協、書協

図書館:

- 大学、公共、日図協、専図協

第1回:

- それぞれが主張を復習(図書館は、 から撤退)
- それぞれが反論を復習(、 について一定の理解)
- 貸与の補償金について一般論